

答申第54号

「平成21年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験実施要項等の部分開示決定等に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成21年3月19日付けで行った部分開示決定に係る別表1の公文書については、次に掲げる部分を除き開示すべきであり、同日付けで行った非開示決定に係る別表2の公文書については、全部開示すべきである。

- ・ 本件公文書1及び12における受験者に関する情報
- ・ 本件公文書14の面接委員中の民間面接委員に関する情報

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年1月29日付けで、平成21年度教員採用試験に関わる実施要項、1次試験及び2次試験での各試験（実技、面接、小論文、適性検査を含む）についての採点基準及び配点並びに選考の方法と基準について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し、対象となる公文書の内容の精査に時間が要するとの理由により、同年3月19日までの決定期間の延長を行い、同日付けで、別表1に記載された公文書については、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき部分開示決定を、別表2に記載された公文書については、同条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ては、これらの処分について、その取消しを求めるものである。ただし、「配慮受験生に対応」の部分についての処分の取消しは求めない。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成22年度選考試験の実施に当たっては、各試験の配点も含めて選考基準の公表などの取組みをしながらも、平成21年度選考試験の選考基準などを公開しないことは納得できない。現在においては、実施機関は公開による様々な懸念を排除して、選考基準を明らかにしているのであるから、過去に行われた試験に関する文書についても積極的に公開すべきである。
- (2) 公開しない理由を、適正かつ公平な試験の実施を阻害するおそれがあるためとしているが、選考基準を公表したことで、実施機関自ら、この理由を否定したもので言わなければならない。
- (3) 試験実施に際しての役割分担の職氏名もすべて非開示となっている。理由については、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるためとしているが、採用試験実施に関わる職員は、実施機関の人事担当者など想像に難くない。これら職員が試験の実施に具体的にどのような職務を行っているのか明らかにされるべきである。面接委員を委嘱したPTA役員や民間企業社員についても、その氏名や所属も公表すべきである。

(4) 実技試験の内容、配点、評価の観点等や作文、面接試験の評価等及び試験の採点基準などを非開示としている理由として、配点の大きい部分を中心に練習することや評価の観点に合わせて意図的に練習することで試験に臨むことが予想され、県が求める教員としての資質を備えた者がどうかを判定することが著しく困難になるおそれがあるとしているが、一般教養などの試験問題及び解答は公開されており、受験者は、その問題傾向に沿って試験対策を行って試験に臨んでいるのが実態である。

試験に対する準備をすることは単に採用試験に合格するだけの能力を身に付けることにとどまらず、教員としての指導力の向上に資するものである。また、公開しないことは公平性について、かえって疑念を抱かせかねない。

(5) 平成14年10月最高裁判所の判例では、公立学校の教員採用選考の筆記審査の問題とその解答は、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずると認められる情報には該当しないとして、本件実施機関とほぼ同様の非公開理由は退けられていることも指摘する。この判決に則って文書を公開することを求める。

(6) なお、「配慮受験生に対応」に係る情報の他、実施要項中の受験者に関する情報についても開示は求めない。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び職員からの意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 条例第7条第2号該当について

実施要項には、各試験場における配慮が必要な受験者及び特別支援学校実技試験の受験者の受験番号が記載されている。これらの情報を公開することにより、特定の受験者が分かり、特に配慮を要する受験者が分かるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

#### 2 条例第7条第5号該当について

(1) 役割分担の職氏名を非開示とした理由は、職氏名が公開されることによって、受験者は、試験の実施に関わる者と接触することができ、他の受験者に対して有利な受験対策を講じる可能性が生じるなど、公正・公平な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるためである。

また、試験に関わる者がいる組織が明確になり、受験者の合否にあたり、有利不利の風評や混乱を招くこと、また不信感を抱かせるようなことが想定されるため、それらの事態を回避するためである。

(2) 実技試験の内容、配点、評価の観点等を非開示とした理由は、これらを公開することにより、配点等が分かり、配点の大きい部分を中心に練習することや評価の観点にあわせて意図的に練習することで試験に臨むことが予想され、徒に受験テク

ニックに長けた者だけが合格し、実施機関が求める教員としての資質を備えた者がどうかを判定することが著しく困難になるおそれがあるためである。

また、評価基準が公になった場合、この評価や観点の妥当性について本質的ではない批評や批判が出され、採用業務に支障があるのではないかと考えている。

- (3) 面接試験の評価を非開示とした理由は、これが公開された場合に、容易に質問内容の予想やその回答を十分に準備できるようになり、繰り返し面接のリハーサル等を行って試験に臨むことができ、受験テクニックに長けた者ばかり合格し、面接委員が受験者を正しく評価することが困難になるおそれがあるためである。

また、評価基準を公開することにより、この評価の妥当性について、本質的でない批評や批判が生じ、本来の採用等の業務に支障があるのではないかという懸念があるためである。さらに、受験者にとっても、この評価項目の着眼点や面接の進め方を開示することによって、この対策はどうすれば良いのか混乱するという問題が出てくると考えているためである。

- (4) 受験者数については、公開が必要な情報ではないと判断し、非開示とした。

平成21年度選考試験まで、合格者の受験番号以外の受験者数は公表していないが、平成22年度から、1次試験の受験者数については公表している。

今回、受験者数を公開しなかったのは、平成21年度公表していない情報であるため非開示としたものである。

- (5) 作文の評価を非開示とした理由は、これを公開した場合、評価基準に合わせた対策を意図的に講じて試験に臨むなど、受験テクニックに長けた者が増え、受験者の本質が見え難くなってしまうものと考えているためである。

また、これらの基準を公開することで、選考試験とは別の観点からの批評や批判が生じ、本来の採用業務に支障があるとも考えている。

- (6) 試験問題の配点、採点基準を非開示とした理由は、これを公開した場合、配点の大きい部分を中心に練習することなどの対策を意図的に講じて試験に臨むことが予想され、教員としての資質や適格性を備えた者がどうかを判定することが著しく困難になるためである。

また、採点基準を公開した場合には、解答などに対して受験者が自分に有利な解釈をするという誤解が生じることも懸念されることである。

さらに、基準を示すことで、問題の妥当性に対する批評や批判が生じ、それらへの対応を行うことによって採用業務に支障を来すおそれがあると考えている。

- (7) 選考基準を非開示とした理由は、基準を公開すると、受験者が様々な憶測をしたり、受験者が自己に有利な解釈をするなどの誤った試験対策を行ったりすることで、面接での評価に支障を来すおそれがあるためである。

また、基準を公開することにより、当該選考基準の妥当性などという本質的ではない質問が寄せられるなど、本来の適正な業務の執行に支障を来すと考えている。

- (8) このように、情報公開条例第7条の規定に基づき、公開することにより、業務に支障が生じると判断していたものは非開示としている。しかし、公平性の確保の観

点から、合格者の決定について、公開できる情報は公表している。

異議申立人は、平成 22 年度の選考基準を公開していることを理由に、平成 21 年度の選考基準を公開するよう主張しているが、公開しても業務に支障を及ぼすには至らないと判断した項目についてのみ公表することにしたものであり、公開した選考基準とは概要にすぎないものである。

#### 第 4 審査会の判断

##### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

##### 2 本件公文書について

本件請求に対し、実施機関が特定した公文書は、別表 1 及び別表 2 に記載された公文書であり、それぞれ次のような情報が記載されている。

本件公文書 1 は、第 1 次選考試験の学力試験に関する実施要項であり、実施期日や試験会場、当日の日程、担当者の役割分担等が記載されている。

本件公文書 2 は、第 1 次選考試験の面接試験に関する実施要項であり、実施期日や面接会場、当日の日程、担当者の役割分担、面接の進め方、評価の観点等が記載されている。

本件公文書 3 から 5 は、第 1 次選考試験の各学科の実技試験に関する実施要項であり、実施期日や試験会場、当日の日程、担当者の役割分担、試験内容、配点、評価の観点等が記載されている。

本件公文書 6 から 12 は、第 2 次選考試験の各学科の実技試験に関する実施要項であり、実施期日や試験会場、当日の日程、担当者の役割分担、試験内容、配点、評価の観点等が記載されている。

本件公文書 13 は、第 2 次選考試験の作文及び適性検査に関する実施要項であり、実施期日や試験会場、当日の日程、受験者数、担当者の役割分担等が記載されている。

本件公文書 14 は、第 2 次選考試験の面接試験に関する実施要項であり、実施期日や面接会場、当日の日程、担当者の役割分担、評価等が記載されている。

本件公文書 15 及び 16 は、県立学校及び小中学校の選考試験第 2 次試験の作文の評価基準等が記載されている。

本件公文書 17 及び 18 は、平成 21 年度教員選考試験問題の各教科ごとの解答、

配点及び採点基準が記載されている。

本件公文書 19 には、第 1 次試験における合格者決定の審議基準が記載されている。

本件公文書 20 には、第 2 次試験における合格者決定の審議基準が記載されている。

これら公文書のうち、本件公文書 1 から 14 は、別表 1 の非開示部分の欄に記載した情報について非開示とした部分開示決定とされ、本件公文書 15 から 20 は、全部が非開示決定とされたものである。

なお、当審査会において、本件公文書を見分した結果、本件公文書 2 に関しては面接試験での質問事項例（以下「質問事項例」という。）本件公文書 14 に関しては面接委員の名簿（以下「委員名簿」という。）についても、本来対象文書として特定されるべき文書であると判断し、審査の対象に含めることとした。

また、本件公文書中、配慮受験生への対応等受験者に関する情報で、条例第 7 条第 2 号に該当するため非開示とした情報については、異議申立人から、処分の取消しが求められていないため、当審査会としては、処分の妥当性について審査しないこととした。

### 3 具体的な判断

#### (1) 条例第 7 条第 5 号について

条例第 7 条第 5 号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非開示とすることを規定している。

県の機関等が行う事務又は事業に関する情報の中には、事務の性質上、公開されることにより県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれるおそれのあるものがあるため、本号はこれを防止しようとするものである。

なお、本号における「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

#### (2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

以下、(1)の考え方にに基づき、本件公文書に記載された情報が、条例第 7 条第 5 号に該当するかどうかについて検討する。

##### ア 本件公文書 1 から 14 について

本件公文書 1 から 14 では、別表 1 の非開示部分の欄に記載した情報について非開示とされている。

なお、本件公文書 2 に関しては質問事項例が含まれ、また、本件公文書 14 に関しては委員名簿が含まれるが、いずれも請求者には開示していないものである。

実施機関は、本件公文書 1 から 14 に記載されている各試験の担当者の職氏名が公開されることによって、受験者が試験の実施に関わる者と接触することができ、他の受験者に対して有利な受験対策を講じる可能性が生じるなど、公正・公平な試

験の実施に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

また、実施機関は、実技試験や面接試験の内容、配点、評価の観点等が公開されることにより、実技試験においては、配点の大きい部分を中心に練習することや評価の観点に合わせて意図的に練習することで試験に臨むことが予想され、あるいは面接試験においては、容易に質問内容の予想やその回答を準備できるようになり、繰り返しリハーサル等を行って試験に臨むことができ、徒に受験テクニックに長けた者が合格し、実施機関が求める教員としての資質を備えた者かどうかを判定することなどが著しく困難になるおそれがあるとも説明している。

しかしながら、担当者の職氏名を公開されることにより、公正、公平な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張については、本件請求の対象文書が、既に合格者の決定まで終えたものであることを考慮すると、やはり抽象的な可能性を述べるに過ぎないと言わざるを得ないところである。

当審査会で、本件公文書を見分したところ、実技試験や面接試験の評価の観点等に係る記載は、受験者であれば一般的に想定されるものであり、これらが公開された場合に、徒に受験テクニックに長けた者だけが合格し、実施機関が求める教員としての資質を備えた者かどうかを判定することが著しく困難になるとは考えられない。

なお、実施機関は、本件公文書 3 及び 4 中の試験前日までの準備に関する記述や本件公文書 1 3 中の受験者数についても、条例第 7 条第 5 号に該当するとして非開示にしている。

このことについて、当審査会が実施機関から聴取したところ、非開示の理由は、実施機関として公開の必要がなかったと判断したため、あるいは、今までに公表していないものであるためという説明であったが、これらの理由は、条例第 7 条第 5 号には該当しないものである。

したがって、本件公文書 1 から 1 4（質問事項例及び委員名簿を含む）については、公開することにより、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5 号には該当しないと判断される。

#### イ 本件公文書 1 5 及び 1 6 について

本件公文書 1 5 及び 1 6 は、いずれも非開示決定がなされたものである。

実施機関は、これを公開した場合、作文の受験対策が行われることにより、受験テクニックに長けた者が増え、受験者の本質が見え難くになってしまうおそれがあると説明している。

当審査会で、本件公文書 1 5 及び 1 6 を見分したところ、第 2 次試験における作文試験の評価に係る記載は、受験者であれば一般的に想定され得るものであり、これらの情報が公開された場合に、受験テクニックの長けた者が増え、受験者の本質が見え難くになってしまうおそれがあるとは認められないものである。

したがって、本件公文書 1 5 及び 1 6 については、公開することにより、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5

号には該当しないと判断される。

ウ 本件公文書 17 及び 18 について

本件公文書 17 及び 18 は、いずれも非開示決定がなされたものである。

実施機関は、これらの情報が公開されることにより、配点が大きい部分に偏重した受験対策が講じられるおそれがあると説明している。

また、採点基準を公開した場合には、解答などに対して受験者が自分に有利な解釈をするという誤解が生じることも懸念されるところであるとも説明している。

しかしながら、試験問題及び解答例が公表されているため、受験者は、一般的にその問題傾向に沿って試験対策をとるものと考えられ、特定の試験分野のみを重視した受験対策をとる、あるいは、受験者が自分に有利な解釈をするという誤解が生じることは考え難いところである。

さらに、本来、どのような受験対策を行うかというのは、受験者本人に委ねられるべきものであることから、特定の試験分野のみを重視した受験対策をとる、あるいは、受験者が自分に有利な解釈をするという誤解が生じることがあり得たとしても、そのことが、直ちに、適正かつ公平な試験の実施を阻害することになるとは考えられないところである。

したがって、本件公文書 17 及び 18 については、公開することにより、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5 号には該当しないと判断される。

エ 本件公文書 19 及び 20 について

本件公文書 19 及び 20 は、いずれも非開示決定がなされたものである。

実施機関は、これらの基準を公開すると、受験者が様々な憶測をしたり、受験者が自己に有利な解釈をするなどの誤った試験対策を行うことにより、面接での評価に支障を来すおそれがあると説明している。

当審査会で、本件公文書 19 及び 20 を見分したところ、これらの公文書は、第 1 次試験及び第 2 次試験の結果から、それぞれ合格者を決定するに当たっての審議の手続きや基準を記載したものであり、これらの情報を公開しても、受験者が様々な憶測をしたり、受験者が自己に有利な解釈をするなどの誤った試験対策を行うことは考えられない。また、仮に、そのような事態が生じたとしても、そのことで、面接の評価に支障を来すおそれがあるということも認められない。

したがって、本件公文書 19 及び 20 については、公開することにより、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5 号には該当しないと判断される。

オ 条例第 7 条第 5 号に該当するとして非開示決定をしたその他の理由について

実施機関は、本件公文書 1 から 20 において、これら非開示情報を公開することにより、当該基準等の妥当性などという本質的ではない意見や質問が寄せられ、その対応に追われるために、本来の適正な業務の執行に支障を来すおそれがあるということを非開示の理由として主張している。



しかし、このようなおそれについて、実施機関は具体的な説明を行うことなく、抽象的な可能性を述べるに過ぎないものである。

また、実施機関自身も認めているとおり、選考試験にあたっては、公平性、公益性の観点から、さらなる透明性の確保ということが重要になってきているところである。教員採用試験に係る選考基準等の内容に対する批判や異論を受けることがあったとしても、試験を実施する立場としてはそれらを甘受すべきであり、むしろ、選考基準等を公にすることにより、本県の求める教師像が明確になり、優秀な人材の確保に資するものとなると考えられる。

したがって、公開することにより、適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号には該当しないと判断される。

### (3) 条例第7条第2号該当性について

本件公文書14の委員名簿には行政職員の面接委員と民間面接委員の所属及び氏名が記載されている。

委員名簿は、当初に特定されていないため、実施機関からの主張は見られないが、当審査会としては、本件公文書に含まれるものと判断したため、条例第7条第2号の該当性について検討した。

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものは、同号ただし書イからハに該当するものを除き、非開示とすることを規定している。

行政職員の面接委員の所属及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるが、同号イ及びハに該当する情報であるため、条例第7条第2号には該当しないと認められる。

しかし、民間面接委員に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、あるいは識別され得る情報であり、また、同号イ、ロ又はハに該当しないものであるため、条例第7条第2号に該当すると認められる。

したがって、委員名簿を含む本件公文書14については、民間面接委員に関する情報は、非開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6月18日	・ 諮問書の受理
平成21年 7月 6日	・ 開示決定等理由説明書の受理

平成21年 7月23日 (第214回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成21年 8月21日 (第215回審査会)	・ 異議申立人の口頭意見陳述 ・ 審議
平成21年 9月18日 (第216回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成21年10月16日 (第217回審査会)	・ 審議
平成21年11月30日 (第218回審査会)	・ 審議
平成21年12月18日 (第219回審査会)	・ 審議
平成22年 1月22日 (第220回審査会)	・ 審議
平成22年 2月26日 (第221回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
星 法 子	白鷗大学准教授	
水 沼 富美男	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	会長職務代理者

## (別表1)

公文書名	非開示部分	非開示の理由
本件公文書1 平成21年度栃木県公立 学校新規採用教員選考 試験実施要項(学力試 験)	役割分担の職氏名	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)
	陽北中会場 (8)配慮受験生に対応	公開することにより、当 該個人の権利利益を害す るおそれがあるため(条 例第7条第2号)
	陽南中会場 (7)配慮受験生に対応	
	白楊高会場 (2)受付の才の特別選考 対象者の受験番号 (6)配慮受験生に対応	
	仙台会場 (4)配慮受験生に対応	
本件公文書2 面接試験(集団面接) について	6 面接の進め方 9 評価 10 質問事項例	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)
本件公文書3 平成21年度新規採用教員 選考 第1次実技試 験(音楽)実施要項	役割分担の職氏名 4 試験内容・配点・評 価の観点・留意点・ 担当者等 7 前日までの準備の一 部	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)
本件公文書4 平成21年度新規採用教員 選考 第1次実技試 験(美術)実施要項	4 実技委員の職氏名 5 試験内容・配点・評 価の観点・留意点 6 準備の一部	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)
本件公文書5 平成21年度新規採用教員 選考 第1次実技試 験(体育)実施要項	平成21年度新規採用教員 実技試験について	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)
本件公文書6 小学校音楽に関する実 技試験実施要項	役割分担の職氏名 5 評価の観点 6 試験委員 7 試験の進め方	適正かつ公平な選考試験 の実施を阻害するおそれ があるため(条例第7条 第5号)

		8 評定	
本件公文書 7	小学校水泳、運動技能に関する実技試験実施要項	役割分担の職氏名 4 試験委員 評価規準	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 8	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（家庭科実技試験）実施要項	3 日程の試験委員及び実技試験 4 役割分担の職氏名	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 9	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（技術科実技試験）実施要項	4 役割分担の職氏名	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 10	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（英語科実技試験）実施要項	3 日程の備考の職氏名 4 役割分担の職氏名	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 11	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（工業科実技試験）実施要項	4 役割分担の氏名	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 12	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（特別支援学校実技試験）実施要項	3 日程の試験委員 4 役割分担の氏名	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
		3 日程の受験番号	公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第 7 条第 2 号）
本件公文書 13	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（作文 適性検査）実施要項	役割分担の職氏名 1 受付の受験人数	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）
本件公文書 14	平成21年度新規採用教員選考試験 第 2 次試験（面接試験）実施要項	役割分担の職氏名 3 面接委員 4 (5) 面接委員の主な役割及び質問の視点 (6)留意事項	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため（条例第 7 条第 5 号）

	5(2) 討論の進め方 6 評価について	
--	-------------------------	--

注) 本件公文書2中「10 質問事項例」及び本件公文書14中「3 面接委員」は、審議の過程において新たに特定された文書中の請求者には開示していない情報である。

(別表2)

公文書名		非開示の理由
本件公文書15	平成21年度 県立学校・作文の評価について	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)
本件公文書16	平成21年度 小中学校・作文の評価について	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)
本件公文書17	試験問題の配点	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)
本件公文書18	試験問題の採点基準	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)
本件公文書19	第1次審議基準	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)
本件公文書20	第2次審議基準	適正かつ公平な選考試験の実施を阻害するおそれがあるため(条例第7条第5号)